公　告

桑名市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第４項において準用する同法第11条第１項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、本市に住所を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第４項において準用する同法第11条第２項の規定により、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を併せて公告します。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第４項において準用する同法第11条第３項の規定により、当該農用地利用計画の変更案に対し、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができます。

令和８年２月９日

桑名市長　伊　藤　徳　宇

１　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

令和８年２月９日から令和８年３月11日まで（執務時間中）

２　農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先並びに異議の申出先

桑名市役所産業振興部農林水産課　桑名市中央町二丁目37番地

３　意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見は書面によるものとし、提出先に直接持参するか郵送又はファクシミリにより受け付けます。

桑名市の定める様式に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

４　異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出は書面によるものとし、申出先に直接持参するか郵送により申出してください。

様式は任意としますが、異議申立の手続きについては行政不服審査法の審査請求に関する規定を準用します。